3　第一項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 ［一～三　略］ 4　［略］	3　第一項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 ［一～三　同上］ 4　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（特定目的会社の監査に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の特定目的会社の監査に関する規則第九条の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告については、なお従前の例による。

（投資法人の会計監査に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の投資法人の会計監査に関する規則第五条第一項及び第三項の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する営業期間に係る計算関係書類についての会計監査報告について適用し、同日前に終了する営業期間に係る計算関係書類についての会計監査報告については、なお従前の例による。

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第百条の二第一項の規定に基づき、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一
総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久
文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山際大志郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　山口　壮

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。